

## 社保協「介護提言案」の提案について(補足資料)

2020・10・7 検討チーム 林

- ・ 提言案では、介護保険の抜本改革＝制度の「再設計」までを提起しました。
- ・ ただし提言チーム会議では、「保険方式のままでよいのか」という問題意識から、介護保険を超えた新たな介護保障制度について議論を重ねてきました(9月28日の会議も同様)。また、前回の介護保険部会(8月5日)においてもその方向に賛同する意見が多数でした。
- ・ 以上の経過をふまえ、今後の政策論議につなげていくために、改めて9月のチーム会議での議論の内容を紹介します。

### 【前回(9月28日)のチーム会議での議論から－提案メモ】

#### ■ 高齢者介護保障制度のあり方に対する国民的な議論を －「人権としての介護保障」の実現をめざして

- 高齢者介護の充実をめざす取り組みは、介護保険の「再設計」にとどまらない
- 憲法25条・13条を土台にすえ、軽度であれ、重度あれ、また在宅であれ、施設であれ、ひとりひとりが自分に最もふさわしい療養、介護の場を自由に選択(決定)することを可能とし、住み慣れた地域で自ら望む生活を継続することを支える、「人権としての介護保障」を真に実現する新たな制度を構想することが求められる。

#### (1) なぜ、新たな構想が必要か

##### ① 介護保険の現状と、求められる制度のあり方議論

- 給付の削減が続けられ制度が劣化している中で(利用者が必要な介護サービスを利用できない、必要とされる介護サービスを事業者が提供できない・・・)、「このまま介護保険を続けていくことが良いのか」との声が出されている。
- 一方で、政府の介護制度改革は広範にわたり、スピードも速い。利用者と家族は翻弄され、介護現場は日々目の前の対応に追われ、全体として閉塞感が広がっている現実がある。
- こうした状況におかれているからこそ、繰り出される個々の改悪案に抵抗することと併せ、介護保険の根本的な矛盾や本来求められる高齢者介護の制度的保障のあり方、改革の方向について、多くの人たちと議論し共有し合うことが改めて大切になっているのではないかと

##### ② 保険方式の限界(1)－本来の「保険」からみて

- そもそも保険方式とは、現在リスクを抱えていない多数者を加入させ、リスクを負った少数者に給付を行うものだが、介護保険はわざわざリスク(要介護リスク、経済的リスク)を抱える高齢者を対象として制度を編成した。(加齢とともに要支援・要介護の出現率が增大。保険料の基準額を市町村税非課税者に設定せざるを得ない)。
- そのため制度の支え手として「第2号被保険者」(40～64歳)を組み入れたが、社会保障・税制の改悪、雇用の劣化などで制度の支え手としての中間層の経済状態がきわめて悪化している(想定外－政府関係者)。さらに、「就職氷河期」などに直面した団塊ジュニア世代(非正規雇用多数)が制度の支え手となるのか、その世代が高齢期に入った際に(無年金・低年金、貯蓄ゼロ、独居高齢者多数)制度を維持できるのか見通せない。
- しかも医療保険と異なり、著しい「掛け捨て保険」(65歳以上で2割前後、第2号被保険者は1%未満)であり、介護需要の増大と介護保険料の高騰という事態が、世代間の「連帯の精神」でどこまで受忍されるかという問題もある。

### ③ 保険方式の限界(2)―「生活(障害)モデル」に対応する社会サービス制度として

- 「保険事故」に合わせた給付内容の「定型化」「標準化」と、生活という営みが備えている個別性・総合性・継続性(福祉の本質としての「柔軟性」との乖離 → 「医学モデル」(医療)と「生活(障害)モデル」(介護・福祉)との違い
- 福祉の先進国・北欧諸国はすべて全額公費負担方式を採る(保険方式を採用している国は少数派)

### ④ コロナ<後>をみすえ、新自由主義の転換へ

- 新自由主義の転換を求める声の広がり―立憲・枝野代表「命と暮らしを守る政権構想」(5月29日)
- 介護保険は1990年代の新自由主義構造改革(橋本構造改革)のもとで創設され、2000年4月の施行後は自(公)政権が推進する新自由主義的社会保障制度改革の中で改悪が重ねられてきた
  - ・ 「生まれも、育ちも」新自由主義構造改革
  - ・ 社会保障制度改革の「フロントランナー」としての位置づけ → 他の制度改革のモデルに
    - ― 高齢者医療(後期高齢者医療)
    - ― 社会福祉基礎構造改革・・・障害(支援費制度～総合支援法)、保育(子ども子育て新システム)
- 新自由主義の転換 → 介護保険の創設以前に立ち返った評価・見直しが必要  
= 「ケアに手厚い社会」を実現するために

### (2) 新たな高齢者介護保障制度の構想

- 「社会保険方式」から「全額公費方式」への転換を図る。
- 現在の老人福祉法を包摂した、介護、福祉の領域全体をカバーする一本の制度(公費負担方式)として構想する。これは従来の措置制度に単純に戻すことを意味しない(措置制度の積極性と限界をふまえて)
- 現行介護保険制度の「緊急改善」「再設計」を通して給付実績を積み上げ、財政(パイ)を拡充していく過程の中で、介護保険の積極面と限界を明らかにし、よりよい制度のあり方や将来ビジョンについて検討し、政策化していく。
- どのような方向をめざすにしても、利用者、事業所、介護従事者、地域の現状から出発し(実態論)、財源をふくめてその打開にふさわしい構想を示し(政策論)、それを実現させる道筋(運動論)を明らかにすることに変わりはない。